

令和3(2021)年5月8日

在学生、ご家族の皆さま

東京家政大学  
東京家政大学短期大学部  
学長 井上俊哉

「緊急事態宣言」等の延長について

5月11日を期限としていた、東京都等を対象にした緊急事態宣言および埼玉県等を対象にしたまん延防止等重点措置が、5月31日まで延長されました。

緊急事態宣言等の延長を受け、5月31日までの緊急事態宣言等の期間中は、板橋および狭山の両キャンパスの対面授業について、可能な限りメディア授業に切替える措置を継続します。ただし、実験・実習・実技等の一部については、これまで以上の感染防止対策を徹底しながら、引続き対面形式で実施します。

個々の授業の情報については、manabaを通じて周知しますので、学生の皆さんは、必ず確認をしてください。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢等により、授業実施の方針等について変更することがあります。授業実施方針等を変更する際は、改めてお知らせいたしますので、定期的に本学ホームページ及びポータルサイト、manabaからの授業情報を確認して下さい。引続き、ご理解とご協力をお願いします。

以上